

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 2 月 13 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

総 務 部 長 割 田 亥 知 朗

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

I T 推進課の業務支援に関する派遣業務

(2) 調達役務の内容等

I T 推進課の事務補助を行う派遣労働者の派遣業務

(3) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間

(4) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(5) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 本部

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき

- (㇑) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (㇒) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (㇓) 正当な理由がなくて当機構との契約を履行しなかったとき
- (㇔) その他、当機構に著しい損害を与えたとき
- (㇕) この項（この号を除く）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (㇖) 監督又は検査の実施に当たり当機構が委託した者の職務の執行を妨げた者

- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。（落札者となった場合には、別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ承諾すること。）
- ⑤ その他当機構が不適当と認める者

（2）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 入札前提出書類等に虚偽の事実を記載した者
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（3）次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 平成 28・29・30 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、関東・甲信越地域において B、C または D 等級に格付けされ、競争参加資格を有する者。資格を有しない場合は、登記簿謄本、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- ② 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- ③ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 5 条第 1 項の許可を受けている者であること。又は、同法附則（平成 27 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項に規定する特定労働者派遣事業の届出を行っている者であること。
- ④ 秘密保持契約を締結し、真摯に業務を履行できること。
- ⑤ 入札説明書の交付を受けた者であること。
- ⑥ 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による））。

- ⑧ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けている者であること。又は、同法附則（平成27年法律第73号）第6条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出を行っている者であること。
- ⑨ 仕様書において示す「派遣労働者の条件・資格経験等」を満たす者を派遣できる者であること。
- ⑩ 入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑪ 不正及び不誠実な行為がないこと。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書及び独立行政法人地域医療機能推進機構競争契約入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が指定する入札書等の書類等を提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明書の配布方法

本公告の日から平成30年2月26日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までに上記（1）問い合わせ先に連絡の上、「機密保持に関する誓約書」（本公告別添）と引き換えに交付する。なお、やむを得ず来所が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。（郵送費用は交付請求者負担とする）

5. 入札説明会の日時及び場所

本件調達の入札説明会は実施しない。

6. 入札日時

平成30年3月5日（月）午前11時より

7. 入札場所

東京都港区高輪3-22-12

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟3階会議室

※郵送等入札可。郵送等参加の場合は平成30年3月2日（金）午後5時までに必着のこと

8. 落札者の決定方法

- ア. 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ. 予定価格の範囲内の最低の入札が、本説明書「9. 入札の無効」の定めにより無効となった場合には、予定価格の範囲内においてその次に低い入札価格を提示した入札者を落札者とする。
- ウ. 落札者となるべき者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない当機構職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

9. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 競争契約入札心得第4条（入札の無効）に規定されているもののほか、次の①～⑥に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。
 - ① 入札書に入札金額の記載がない場合
 - ② 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき
 - ③ 入札書に印鑑証明書印又は届出印と異なる印鑑を使用した場合
 - ④ ボールペン・万年筆等消えない筆記用具を使用せず入札書を作成した場合
(鉛筆・消せるボールペン不可)
 - ⑤ 入札書が所定の日時までに到達又は提出されない場合
 - ⑥ 入札書記載事項又は添付書類に不備のある場合

10. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金等
免除
- (3) 参加者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書（入札関係書類）に基づき事前提出書類等を平成30年2月28日(水)午後5時までに提出しなければならない。
競争参加者は、当該書類（入札前提出書類）に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
事前提出書類等は当機構において審査し、参加資格を有すると認めた者には競争参加資格確認通知書を送付する。
- (4) 契約書の作成の要否
要
- (5) 詳細は、入札説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総務部長 割田 亥知朗 殿

住 所（所在地）

氏 名（法人名） 印
（代表者名）

電話番号 : () —

E-mail :

（以下「当社」という。）は、IT推進課の事務補助を行う派遣労働者の派遣業務の受託の検討（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要

最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

（機密情報取扱いの例外）

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- （1） 顧問弁護士、会計監査人
- （2） 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- （3） 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- （4） 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

（善管注意義務）

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

（利害関係人との接触の禁止）

第7条 当社は、貴機構の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

（機密情報の返還）

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

（損害賠償）

第9条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

（準拠法及び管轄裁判所）

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上